

自動車事故に関する現行の法律

■交通事故時の法的責任およびその根拠法（事故ケース別）

類型	損害	シチュエーション／対象例	責任の種類（※根拠法）
対人事故 （人身事故）	歩行者 （自転車等を含む）	対面・背面通行中	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">民事責任</div> <div style="background-color: #808080; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 運行供用者責任 ※自賠法 </div> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">不法行為責任 ※民法</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">契約責任 ※民法</div> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">製造物責任 ※製造物責任法</div> <div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">営造物責任 ※国家賠償法</div> <div style="background-color: #ffd700; color: black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">行政処分 ※道路交通法</div> <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 刑事責任 ※自動車運転死傷 行為処罰法／刑法 </div> </div>
		横断中	
		その他	
	乗員	相手車両乗員	
	同乗者		
	運行供用者		
対物事故 （物件事故）	車両	車両相互	
		車両単独：駐車車両衝突	
	工作物等	車両相互：工作物衝突	
	車両単独：工作物衝突		
	その他		

自動車事故に関する現行の法律の整理

■ 交通事故時の法的責任およびその根拠法

責任を負う個人／法人		製品等	責任	責任根拠	
運転者		—	刑事責任	自動車運転死傷行為処罰法	
				刑法	
				道路交通法	
			行政処分	道路交通法	
運行供用者		—	民事責任	不法行為責任	民法
使用者		—		運行供用者責任	自動車損害賠償保障法
事業者		自動車損害賠償責任保険		使用者責任	民法
				填補責任	自動車損害賠償保障法／契約
				製造物責任	製造物責任法
				不法行為責任 (製造物責任法の対象外)	民法
				瑕疵担保責任	
				債務不履行	
			不法行為責任・使用者責任 ・工作物責任		
整備事業者	整備・修理	営造物責任に準ずる責任	道路整備特別措置法等		
民間設備管理者	設備・管理	営造物責任	国家賠償法		
高速道路会社		行政			

■ 目賠償制度の適用対象

			自賠償制度の適用
人身被害	搭乗者	保有者・運転者	×
		その他	○
	非搭乗者(歩行者、相手方車両乗員など)		○
物的被害			×

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

1. 対人事故(1) 運転者・運行供用者

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
運転者	不法行為責任	民法第709条	不法行為と因果関係のある損害、故意または過失 (客観的過失論/主観的過失論)(相当因果関係論/それを批判する学説)		被害者	交通事故で、人を死傷させた。 自賠法3条の適用がある場合は、通常、手続きの容易さから自賠法による損害賠償請求が行われる。(自賠法の適用のないケースは、社有車を運転する従業員など。) 過失認定には「結果の予見可能性」と「回避可能性」が必要。 (判例: 交差点を直進する自動車運転者には交差点内で右折のため停止している車両の後続車が停止車両の側方を通過して右折してくることまでの予見義務はない)
	刑事責任	自動車運転死傷行為処罰法第2条(危険運転致死傷)、第5条(過失運転致死傷)等	危険運転、過失運転等により人を死傷させたこと	その傷害が軽いと き、情状による(第5条)	検察	飲酒、高速度で自動車を走行させる等の行為により人を死傷させた。 運転に必要な注意を怠って人を死傷させた。
		刑法(殺人罪)			検察	故意に人を轢いた。
運行供用者	運行供用者責任	自賠法(自動車損害賠償保障法)第3条	自動車の運行によって損害が発生したこと、損害額、損害との因果関係等 ※迅速な交通事故被害者救済の観点から、運転手の過失の立証を不要にし、実際に運転していない保有者にも広く責任を認めている。		被害者	自動車の保有者等、自己のために自動車を運行の用に供する者(運行供用者)が、その自動車の交通事故で人を死傷させた。 判例: 運行の支配権を有し、かつ、その使用により享受する利益が自己に帰属する者を運行供用者という。
				①本人に過失なし ②車両に欠陥なし ③被害者・第三者の故意過失あり	運行供用者	被害車両のセンターラインオーバーによる事故、被害車両の信号無視による事故、被害車両の追突による事故など(免責となる可能性が高いが、前方不注意等の過失のないことが立証できなければならない)

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

1. 対人事故(2) 使用者・損害保険会社

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
使用者	使用者責任	民法第715条	被用者の不法行為と因果関係のある損害、被用者の故意・過失		被害者	従業員が業務中に過失によって起こした交通事故で人を死傷させた(雇用主の責任)。
				相当の注意をしたとき、相当の注意をしても損害が生ずべきとき	使用者	
損害保険会社	填補責任	自賠法第11条	保険加入した自動車の保有者に対して自賠法第3条による損害賠償責任の発生		保険加入者(被害者も請求可能)	保険加入者が加害者の交通事故で人を死傷させた。 (通常、裁判は不要。保険会社への請求を通じて、損害保険料率算出機構による調査ののち、支払が行なわれる。)
		自賠法第14条		保険契約者または被保険者の悪意	保険会社	保険契約者または被保険者が悪意で(積極的に)人を轢いた。
<p>保険会社は、別途、任意の保険契約に基づき、加入者に法的責任が発生した場合の損害賠償の填補を行う。</p>						

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

1. 対人事故(3) 自動車製造業者・部品原材料製造業者

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
自動車製造業者	製造物責任	製造物責任法第3条	<p>「製造業者等」に該当すること、「製造物」の「欠陥(製造上/設計上/指示・警告上)」によって「生命、身体又は財産の損害」が引き起こされたこと等</p> <p>※消費者被害救済の観点から、製造業者の過失の立証は不要(不法行為の立証責任の転換)。</p> <p>欠陥の判定基準:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者期待基準 ・危険効能基準 ・標準逸脱基準 		被害者	<p>自動車の欠陥により発生した交通事故で人を死傷させた。</p> <p>(自動車本体の欠陥・障害があればまず運行供用者が自賠法上の責任を負い、その欠陥が運行供用者に見つけられないものでも自賠法上の責任が免責にならないという判例の基本的見解なども背景として、現実の紛争事例は少ない。)</p>
				<p>開発危険の抗弁(第4条1号)</p> <p>引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、その欠陥を認識することができなかったこと</p>	製造業者	<p>自動車部品の欠陥により交通事故が発生したが、自動車の引き渡し時点において、その欠陥が入手可能な最高の科学技術の治験によってもその欠陥を認識できなかった(判例なし)。</p>
部品・原材料製造業者(以下、部品製造業者)				<p>部品製造業者の抗弁(第4条2号)</p> <p>欠陥が専らその部品等が使用される製造物の製造業者の設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥の発生に関して過失がないこと</p>	部品製造業者	<p>自動車部品の欠陥により交通事故が発生したが、その欠陥がもっぱら優先的な地位にある製造者の設計に関する指示に従ったことにより生じたもので、部品製造業者に欠陥の発生につき過失がない(判例なし)。</p>

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

1. 対人事故(4) 販売店・整備業者・道路等の設置管理者

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
販売店	契約責任 (瑕疵担保責任)	民法第570条	購入した自動車の「瑕疵」		買主(被害者)	ディーラーから購入した際に知ることのできなかった自動車の不具合・故障が原因で発生した交通事故で、人を死傷させた。 買主は瑕疵の事実を知った時から1年以内に請求(570条、566条3項)。
整備業者	契約責任 (債務不履行)	民法415条、416条	因果関係のある損害		契約当事者 (被害者)	整備業者の整備が十分でなかったことが原因で発生した交通事故で、人を死傷させた。
				整備業者の責に帰すべき事由のないこと	整備業者	
道路等の設置管理者(国・公共団体)	営造物責任	国家賠償法第2条	道路等の設置または管理の「瑕疵」(客観説/義務違反説) ※設置管理者(国または公共団体)の過失の存在を必要としない。		被害者	信号の誤作動、落石、道路陥没、誤認させる工事標識など、道路等の設置または管理の瑕疵のために交通事故が発生し、人を死傷させた。 判例: 国道の上方の私有地から落下した岩石によって道路を進行する自動車の同乗者が死亡したケースにおいて国の責任を認定。 判例: 市道の工事の際に設置した標識板と防護柵の案内の誤認識により、自転車が工事現場に転落転倒し負傷したケースにおいて、自治体の責任を認定。
				予見可能性、回避可能性の不存在	設置管理者	判例: 道路上に放置された工事標識板が理由で事故が発生したが、その事故発生直前の先行他車によって惹起されたもので設置管理者が現状復帰が時間的に不可能であるケースでは瑕疵ありと認めない。

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

1. 対人事故(5) 民間の道路等の設置管理者・その他

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
民間の道路等の設置管理者	使用者責任	民法第715条	被用者の不法行為と因果関係のある損害、被用者の故意・過失		被害者	高速道路の維持管理を行う企業の従業員の過失によって交通事故が発生し、人を死傷させた。
				相当の注意をしたとき、相当の注意をしても損害が生ずべきとき	使用者	
	工作物責任	民法717条	土地の工作物の設置又は保存に瑕疵によって生じた損害		被害者	高速道路を占有管理していた企業の工作物を原因として交通事故が発生し、人を死傷させた。
				損害発生の防止に相当の注意をしたとき	土地占有者	
その他	不法行為責任	民法第709条	不法行為と因果関係のある損害、故意または過失		被害者	ソフトウェア等サービス事業者、民間の道路等の設置管理者等が、過失により発生した交通事故で人を死傷させた。

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

2. 対物事故(1) 運転者・使用者・自動車製造業者・部品製造業者・道路の設置管理者

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
運転者(ドライバー)	不法行為責任	民法第709条	不法行為と因果関係にある損害の存在及び行為者の故意または「過失」(客観的過失論/主観的過失論)(相当因果関係論/それを批判する学説)		被害者	一般的な物損の交通事故 過失認定には「結果の予見可能性」と「回避可能性」が必要。
使用者	使用者責任	民法第715条		相当の注意をしたときまたは相当の注意をしても損害が生ずべきとき	使用者	従業員が業務中に起こした物損の交通事故
自動車製造業者	製造物責任	製造物責任法第3条	「製造業者等」に該当すること、「製造物」の「欠陥(製造上/設計上/指示・警告上)」によって「生命、身体又は財産の損害」が引き起こされたこと等 ※消費者被害救済の観点から、製造業者の過失の立証は不要(不法行為の立証責任の転換) 欠陥の判定基準: ・消費者期待基準 ・危険効能基準 ・標準逸脱基準		被害者	自動車の欠陥により発生した交通事故で物を損壊した 但し、損害がその製品(自動車)のみの場合は対象外。
部品製造業者				開発危険の抗弁	製造業者	
			部品業者の抗弁(①部品性の要件、②設計指示従属性の要件、③無過失性)	部品製造業者		
道路等の設置管理者		国家賠償法	設置または管理の「瑕疵」(客観説/義務違反説)		被害者	信号の誤作動、落石、道路陥没、誤認させる工事標識など、道路等の設置または管理の瑕疵(欠陥)のために交通事故が発生し、物を損壊した。
				予見可能性、回避可能性の不存在	設置管理者	交通事故が道路の設置・管理に関連して発生して物を損壊しても、通常予測することのできない被害者の行動に起因するものは、瑕疵を認めない。

<ご参考> 現行法による事故時の法的責任及びその立証責任

2. 対物事故(2) 販売店・整備業者・その他

対象者	責任	根拠法	立証事由	免責要件	立証責任	事例(例示列举)
販売店	契約責任 (瑕疵担保責任)	民法第570条	購入した自動車の「瑕疵」		買主(被害者)	ディーラーから購入した際に隠れて知ることのできなかった故障を理由に発生した交通事故で物を損壊した。 買主は事実を知った時から1年以内に請求(570条、566条3項)。
整備業者	契約責任 (債務不履行)	民法415条、416条	整備業者の責に帰すべき事由		契約当事者(被害者)	整備業者の整備が十分でなかったことを理由に発生した交通事故で、物を損壊した。
				整備業者の責に帰すべき事由のないこと	整備業者	
その他	不法行為責任	民法第709条	不法行為と因果関係のある損害、故意または「過失」		被害者	ソフトウェア等のサービス事業者の過失により発生した交通事故で物を損壊した。 その他、民間の道路等の設置管理者等、対象は広く考えられるが、過失が認められるには「結果の予見可能性」と「回避可能性」が必要。